

1 オフロード車とは

- 公道を走行しない特殊な構造の作業車です。
- オンロードのトラック等と違い、エンジンが高負荷・高回転で連続使用される頻度が多いことが特徴です。



油圧ショベル



ブルドーザ



フォークリフト



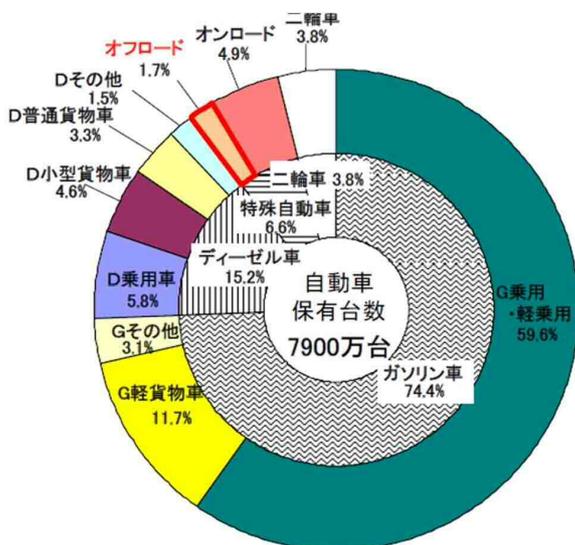
普通型コンバイン

※油圧ショベルは、製造メーカーにより油圧式ショベル、ユンボ、バックホー、パワーショベル、ラグショベル等の商品名が付けられるなど、各オフロード車には様々な呼称があります。

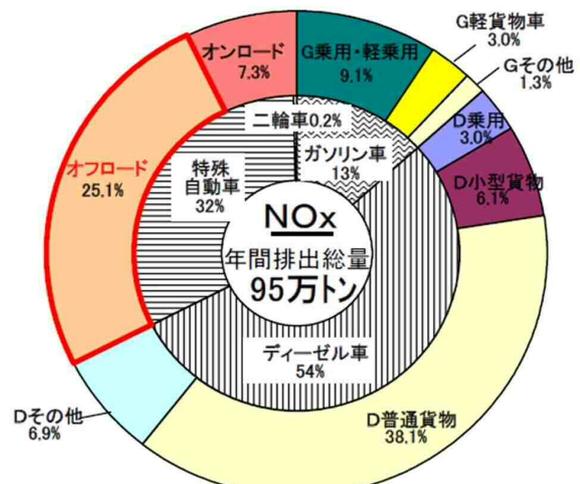
2 オフロード法の必要性

- オフロード車の台数は1.7%ですが、NO_x排出量は25.1%です。

自動車の車種別保有台数(平成12年度)



自動車からの車種別窒素酸化物 (NO_x)排出総量(平成12年度)



3 オフロード法の概要(1)

○目的

第1条 この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

○事業者及び使用者の責務

第4条 特定特殊自動車製作等事業者(特定特殊自動車の製作又は輸入(以下「製作等」という。)を業とする者をいう。以下同じ。)は、特定特殊自動車の製作等に際して、その製作等に係る特定特殊自動車を使用されることにより排出される特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止が図られるよう努めなければならない。

- 2 特定特殊自動車を使用する者は、特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制のため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び都道府県が実施する特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。

3 オフロード法の概要(2)

○オフロード法の規制の枠組

規制適用日以後の新車は、排出ガス基準を満たす基準適合表示を付したものでなければ、使用することができません。(確認証を除く)

※ 確認証

法第17条第1項のただし書きにより、基準適合表示又は少数特例表示がなくても、確認証があれば使用できます。

なお、平成27年度末現在、全国で745台です。

3 オフロード法の概要(3)

【オフロード法の規制の枠組】

主務大臣は、特定原動機(エンジン)の技術基準及び特定特殊自動車(オフロード車)の技術基準を規定



特定原動機の作成等を業とする者(エンジンメーカー)の申請により、主務大臣は、エンジンの型式を指定



特定特殊自動車製作等事業者(車両メーカー)は、主務大臣に、型式指定エンジンを搭載した車両の型式を届出



届出事業者(車両メーカー)は、基準適合表示を付す。

※道路運送車両法の一定の義務を履行したときも、基準適合表示を付せる。

3 オフロード法の概要(4)

【基準の適用開始日】

○ガソリン・液化石油ガスを燃料とするオフロード車

定格出力が 19kW以上560kW未満	平成19年(2007年)10月1日 (継続生産車及び輸入車は平成20年9月1日)
------------------------	---

○軽油を燃料とするオフロード車

定格出力が 19kW以上37kW未満	平成19年(2007年)10月1日 (継続生産車及び輸入車は平成20年9月1日)
定格出力が 37kW以上56kW未満	平成20年(2008年)10月1日 (継続生産車及び輸入車は平成21年9月1日)
定格出力が 56kW以上75kW未満	平成20年(2008年)10月1日 (継続生産車及び輸入車は平成22年9月1日)
定格出力が 75kW以上130kW未満	平成19年(2007年)10月1日 (継続生産車及び輸入車は平成20年9月1日)
定格出力が 130kW以上560kW未満	平成18年(2006年)10月1日 (継続生産車及び輸入車は平成20年9月1日)

3 オフロード法の概要(5)

【表示区分】

○ガソリン・液化石油ガスを燃料とするオフロード車

表示区分	2006年基準	2011年基準	2014年基準
技術基準 適合表示	①基準に適合するもの (基準の改正なし)		
少数特例 表示	②少数生産車の基準に適合するもの (基準の改正なし)		

3 オフロード法の概要(6)

○軽油を燃料とするオフロード車

表示区分	2006年基準	2011年基準	2014年基準
技術基準 適合表示	①2006年 基準に適合 するもの	③2011年基準に 適合するもの	⑥2014年基準に 適合するもの
少数特例 表示	②2006年 基準に適合 するもの	④2006年基準に よる型式届出車で あった型式のもの	⑦2011年基準に よる型式届出車で あった型式のもの
		⑤2011年基準に よる型式届出車と 同等の排出ガス 性能を有するもの	⑧2014年基準に よる型式届出車と 同等の排出ガス 性能を有するもの

3 オフロード法の概要(7)

【基準適合表示】

技術基準適合表示



少数特例表示



※少数特例は年間30台
累計100台まで

3 オフロード法の概要(8)

○オフロード車の技術基準

- ・オフロード車の技術基準は大きく4項目

(定量的な項目(排出ガス基準)とともに、ばい煙又は有害なガスを多量に発散しないことやエンジンの取付が確実であるなど定性的な3項目)

- ・排出ガス基準には、一酸化炭素、炭化水素、黒煙があり、燃料の種類、定格出力、製作された時期などにより、適用される基準が異なります。

3 オフロード法の概要(9)

【排出ガス基準(少数特例車を除く)】

○ガソリン・液化石油ガスを燃料とするもの

特定原動機の定格出力	基準
19kW以上560kW未満	一酸化炭素 1% 炭化水素 500ppm

○軽油を燃料とするもの

特定原動機の定格出力	2006年基準	2011年基準	2014年基準
19kW以上37kW未満	黒煙 40%	黒煙 25%	光吸収係数 0.5m ⁻¹
37kW以上56kW未満	黒煙 35%		
56kW以上75kW未満	黒煙 30%		
75kW以上130kW未満	黒煙 25%		
130kW以上560kW未満			

4 都道府県に移譲された事務

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成27年法律第50号)(第5次地方分権一括法)により、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51号)(オフロード法)の一部事務について、指導監督体制の充実に資することを目的に、国から使用現場に近い都道府県へ移譲されました。

これに基づき、平成29年4月1日から、技術基準適合命令、指導及び助言、報告徴収並びに立入検査の事務が移譲されました。

5 使用者による取組(例)(1)

○使用燃料

- ・メーカーが推奨する燃料(ガソリンスタンド等で販売されている燃料)

○点検整備

- ・定期検査
- ・日常点検

○運転・使用等

- ・急発進・急加速・急操作を行わない。
- ・不要な空ぶかしを行わない。
- ・停止の際はアイドリングストップを励行する。
- ・作業効率の良い作業手順で作業する。

5 使用者による取組(例)(2)

〈参考:労働安全衛生規則〉

○フォークリフト及び建設機械等(多くのオフロード車は含まれる。)について、事業者は、定期自主検査(1回/年、1回/月)及び記録を3年間保存すべき規定がある。

○事業者は、特定自主検査(1回/年)を行った年月を明らかにする検査標章を貼り付ける規定がある。

○事業者は、その日の作業開始前に点検すべき規定がある。

参考 法令(オフロード法)

(立入検査)

第三十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、届出事業者、承認事業者若しくは特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、第十八条第一項又は第二十八条第二項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、**特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。**

参考 法令(労働安全衛生規則(1))

(労働安全衛生規則)

第百五十一条の二十一 事業者は、フォークリフトについては、**一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査**を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りではない。

一 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無

二 デフアレンシヤル、プロペラシヤフトその他動力伝達装置の異常の有無

三 タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無

四～九(略)

参考 法令(労働安全衛生規則(2))

第百五十一条の二十二 事業者は、フォークリフトについては、**一月を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査**を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りではない。

- 一 制御装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
- 二 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 三 ヘッドガード及びバックレストの異常の有無

参考 法令(労働安全衛生規則(3))

(定期自主検査の記録)

第百五十一条の二十三 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、**次の事項を記録し、これを三年間保存**しなければならない。

- 一 検査年月日
- 二 検査方法
- 三 検査箇所
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

* 業界の統一的な様式がある。

参考 法令(労働安全衛生規則(4))

(特定自主検査)

第百五十一条の二十四 フォークリフトに係る特定自主検査は、第百五十一条の二十一に規定する自主検査とする。

2~4(略)

5 事業者は、フォークリフトに係る自主検査を行ったときは、当該フォークリフトの見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる**検査標章を貼り付け**なければならない。

参考 法令(労働安全衛生規則(5))

(点検)

第百五十一条の二十五 事業者は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、**その日の作業を開始する前に、次の事項について点検**を行わなければならない。

- 一 制御装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照灯、後照灯、方向指示器及び警報装置の機能